

財務省今昔物語

第3回

財務総合政策研究所主任調査官 寺井順一

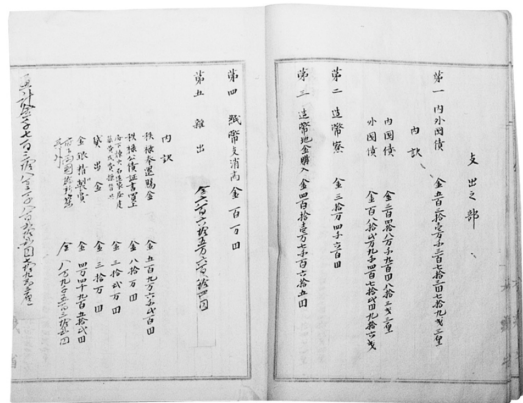
「大蔵省預金部」回顧

～明治は遙かに遠くなりけり～

10年後、20年後にはそれこそ今は昔の物語となってしまうようなのが、「大蔵省預金部」（資金運用部）の名称と制度である。というのも、平成13年の財政投融资改革で既に、郵便貯金や年金積立金の資金運用部への全額預託義務制が廃止され、資金運用部の本体がなくなってしまったからである。現在は、資金運用部資金は財政融資資金に改められ、財投債によって金融市場から資金調達する仕組みのほかに、特別会計余裕金などだけが預託される制度に変わっている。財投機関は、財政融資資金から融資を受けられる一方、そうした財政投融资計画の枠外で金融市場から独自に資金調達する仕組みへと大転換された。

財政投融资計画が策定されるようになったのは、昭和28年度以降のことであるが、その中心となっていた資金運用部資金については明治初期まで起源を逆上ることができる。

明治2年、政府は緊急な財政上の要請等に備えるために種々の雑収入金を蓄積した積立金を設け、5年にこれを準備金と改称し、その一部を利殖運用のために用いることとした。次いで、9年には、準備金の基本原則を定めた「準備金取扱規則」が制定され、大蔵省国債寮で資金を預かり、これを運用するという趣旨の規定が設けられる。これによって、大蔵省で預金を受け入れ、これを管理・運用するという制度の原型が生まれることとなった。一方、明治8年に創



明治9年当時の「準備金」収支簿の原本

設された郵便貯金（当初は貯金と呼ばれ、明治20年以降この名称）については、11年から大蔵省に預け入れられ、運用された。その後、15年には「預金取扱規則」が制定されて預金は準備金から独立して管理・運用できるようになり、18年には太政官布告第13号によって「預金規則」が制定され（この時大蔵省に預金局を設置）、ここで大蔵省預金部が制度的に確立したのである。

「預金規則」による運用の実態は、明治30年代前半までは、国債に対する運用が大半であった。また、日清・日露の戦費調達や鉄道国有化政策等のために多額の国債が発行され、その消化促進のため大蔵省預金が活用される。さらに、当時の大蔵省預金には、経済発展や国家施策を支援するための運用といった要請があり、その範囲は徐々に金融債、地方債、特別会計、外債

へと拡大して行った。

大正期以降についてみると、郵便貯金の増加が顕著となり、預金部資金は累増する。また、簡易生命保険事業が大正5年に創設され、10年からは余裕金を預金部に預託して運用できるようになった。

この頃、預金部事務を担当していた理財局国庫課事務官の青木一男（後の第44代蔵相）が、濱口雄幸（第29代）蔵相に、海軍と取引のあった高田商会への資金融通に同意しなかった理由を尋ねられ、預金部資金を一貿易商社の救済に使うことは資金の性格上適当でないと判断した旨応えたところ、濱口が大いに感じ入ったという話がある（青木一男『歴代蔵相の思出の記』昭和33年）。この問題は帝国議会でも取り上げられ、結局高田商会は再起不能の状態となったが、世論の大勢は大蔵省の姿勢を支持した。これは、資金運用について堅固に信念を貫いた大蔵官僚と、そうした部下を理解し財政家として軍部の圧力に立ち向かおうとした濱口雄幸の心意気を示すエピソードとなっている。実際に、青木は預金部における会計融資の準則を起草し、大正14年には「預金部預金法」「大蔵省預金部特別会計法」が成立する。首相となった濱口が右翼のテロに遭遇したのは、それから5年後のことであった。

次いで、大正15年には郵便年金事業が創設され、簡易生命保険及び郵便年金の積立金は、戦時下の昭和18年以降、地方公共団体貸付分などを除き大蔵省預金部に預け入れられることとなった。このように、戦前においては、準備金や大蔵省預金部の各制度が財政投融資的な役割を果たし、わが国資本主義の後進性を克服し、さらには急速な資本主義化を達成するための梃子として機能したのである。

これが戦後になると、GHQの方針により、

預金部資金の運用は国と地方公共団体に対するものに限定されたため、その殆どが地方債に限られていた。他方、この間には経済再建のために復興金融金庫が設立され、基幹産業に巨額の融資を行った。また、ドッジラインの実施によって復金融資が活動停止となった後は、ガリオア、エロア資金等の対日援助見返資金を財源として見返資金特別会計が設立された経緯がある。やがて、運用が制約されていた預金部資金についても、金融債引受で民間に対する長期産業資金の供給が再開となる。「資金運用部資金法」「資金運用部資金特別会計法」の成立は昭和26年3月、資金運用部のスタートは同年4月のことであった。

講和条約発効後は、見返資金特別会計が廃止され、産業投資特別会計を新設して特別減税国債を発行するほか、日本国有鉄道、日本電信電話公社において新たに政府保証債を発行するなど、産業資金供給の拡大が図られた。また、資金運用部において本格的な資金供給が行われるとともに、昭和28年には、21年以降全額預金部に預け入れられていた簡保資金の分離運用が再開される。このように、財政投融資のルートが多様化し、各種のルートで行われる財政投融資活動を一括して検討し把握することが必要となったため、28年度からは、各種の財政投融資を財政投融資計画として取りまとめ、国会審議の参考資料として公表することとなった。その後の制度的展開については、『昭和財政史』シリーズを始め多くの出版物で紹介されているとおりである。

冒頭でも記したように、明治初期を源とする「大蔵省預金部」を継承した「資金運用部」も、郵便貯金等の全額預託義務制廃止によって大きな役割を終えた今日、もはやそれらの名称さえ、懐かしい響きを帯び始めようとしている。